

別表 1

< 変 更 前 >

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及び その実施する時期	期待する支援措置
事業構造の変更		
会社の分割による中核的 事業開始、拡大又は能率 の向上	① 分割会社 名称 いわさきコーポレーション株式会社 住所 鹿児島県鹿児島市山下町9番5号 代表者の名前 岩崎芳太郎 資本金 6億6241万7千円 ②-1新設会社 名称 都城バス(株) 住所 宮崎県都城市北原町1街区22号 代表者の名前 岩崎芳太郎 資本金 2,000万円 ②-2新設会社 名称 屋久島・種子島バス(株) 住所 鹿児島県鹿児島市山下町9番5号 代表者の名前 岩崎芳太郎 資本金 2,000万円 ②-3新設会社 名称 南薩・鹿児島市内バス(株) 住所 鹿児島県鹿児島市山下町9番5号 代表者の名前 岩崎芳太郎 資本金 2,000万円 ②-4新設会社 名称 鹿児島チャーターバス(株) 住所 鹿児島県鹿児島市山下町9番5号 代表者の名前 岩崎芳太郎 資本金 2,000万円 ②-5新設会社 名称 ジェットフォイル(株) 住所 鹿児島県鹿児島市山下町9番5号 代表者の名前 岩崎芳太郎 資本金 2,000万円 ②-6新設会社 名称 大隅バス・フェリー(株) 住所 鹿児島県鹿児島市山下町9番5号 代表者の名前 岩崎芳太郎 資本金 2,000万円 ③発行される株式等を引き受ける者 いわさきコーポレーション株式会社 ④分割予定日 平成15年12月1日 * 新会社に継承する財産の額は分割会社の最終の貸借対照表の部に計上 した額の合計額の1/20以下であるため、第12条の5の要件を満たす。	・ 第12条の5 (簡易新設分割に関する特例) ・ 租税特別措置法第80条の2 (認定事業再構築計画等に基づき 行う登記の税率の軽減) ・ 第10条 (現物出資及び財産及び財産引受 の調査に関する特例)
営業又は事業に必要な資 産の譲受けによる中核的 事業の開始、拡大又は能 率の向上	(略)	・ 地方税法附則第11条の4 (不動産取得税の減額) ・ 第34条 (日本政策投資銀行の融資)
営業又は資産の譲渡によ る事業の縮小又は廃止	(略)	・ 第13条 (営業譲渡の場合の債権者の異議 の催告など)
事業革新		
第2条第2項第2号ハ	○ハブターミナル(宮崎県えびの市)の新設と営業力強化 ・ えびのハブターミナル・営業拠点の新設 ・ 管理業務の委託により非効率的業務を効率化し、人件費・ 下請け費用などの販売費を5%以上低減させる。 ・ ローコストオペレーションを実現し、いわさきコーポレー ションと連携を取り営業強化を図る。 ・ 南九州に特化した効率的配送網を構築する。 ・ 南九州地域からの海上輸送モーダルシフト物流の構築を図る。	・ 第34条 (日本政策投資銀行の融資)
第2条第2項第2号イ	【いわさきコーポレーション(株)】 ○ＩＣカードの導入 定期券・回数券・現金にかわるＩＣカードシステム設備一式 を導入し、新商品を16年度に投入する。 18年度には全売上高の16.3%とする計画である。	・ 第34条 (日本政策投資銀行の融資)

< 変 更 後 >
事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及び その実施する時期	期待する支援措置
事業構造の変更		
会社の分割による中核的 事業開始、拡大又は能率 の向上	① 分割会社 名称 いわさきコーポレーション株式会社 住所 鹿児島県鹿児島市山下町9番5号 代表者の名前 岩崎芳太郎 資本金 6億6241万7千円 ②-1新設会社 名称 <u>三州自動車㈱</u> 住所 宮崎県都城市北原町1街区22号 代表者の名前 岩崎芳太郎 資本金 2,000万円 ②-2新設会社 名称 <u>種子島・屋久島交通㈱</u> 住所 鹿児島県鹿児島市山下町9番5号 代表者の名前 岩崎芳太郎 資本金 2,000万円 ②-3新設会社 名称 <u>鹿児島交通㈱</u> 住所 鹿児島県鹿児島市山下町9番5号 代表者の名前 岩崎芳太郎 資本金 2,000万円 ②-4新設会社 名称 <u>南九州バスネットワーク㈱</u> 住所 鹿児島県鹿児島市山下町9番5号 代表者の名前 岩崎芳太郎 資本金 2,000万円 ②-5新設会社 名称 <u>鹿児島商船㈱</u> 住所 鹿児島県鹿児島市山下町9番5号 代表者の名前 岩崎芳太郎 資本金 2,000万円 ②-6新設会社 名称 <u>大隅交通ネットワーク㈱</u> 住所 鹿児島県鹿児島市山下町9番5号 代表者の名前 岩崎芳太郎 資本金 2,000万円 ③発行される株式等を引き受ける者 いわさきコーポレーション株式会社 ④設 立 日 平成16年1月26日 * 新会社に継承する財産の額は分割会社の最終の貸借対照表の部に計上 した額の合計額の1/20以下であるため、第12条の5の要件を満たす。 ⑤事業開始日 平成16年4月1日 <消滅会社> 名称 <u>南九州バスネットワーク㈱</u> 住所 <u>鹿児島県鹿児島市山下町9番5号</u> 代表者の名前 <u>岩崎芳太郎</u> 資本金 <u>2,000万円</u> 解散予定日 平成18年8月31日	・ 第12条の5 (簡易新設分割に関する特例) ・ 租税特別措置法第80条の2 (認定事業再構築計画等に基づき 行う登記の税率の軽減) ・ 第10条 (現物出資及び財産及び財産引受 の調査に関する特例)
営業又は事業に必要な資 産の譲受けによる中核的 事業の開始、拡大又は能 率の向上	(略)	・ 地方税法附則第11条の4 (不動産取得税の減額) ・ 第34条 (日本政策投資銀行の融資)
営業又は資産の譲渡によ る事業の縮小又は廃止	(略)	・ 第13条 (営業譲渡の場合の債権者の異議 の催告など)
事業革新		
第2条第2項第2号ハ	○<u>営業拠点の改廃と業務改革による営業力強化</u> ・ 管理業務の委託により非効率的業務を効率化し、人件費・ 下請け費用などの販売費を5%以上低減させる。 ・ <u>営業拠点の改廃によるローコストオペレーションを実現</u> <u>し、いわさきコーポレーションと連携を取り営業強化を</u> <u>図る。</u> ・ 南九州に特化した効率的配送網を構築する。	・ 第34条 (日本政策投資銀行の融資)
第2条第2項第2号イ	【いわさきコーポレーション㈱】 ○ I Cカードの導入 定期券・回数券・現金にかわる I Cカードシステム設備一式 を導入し、新商品を16年度に投入する。 18年度には全売上高の8.3%とする計画である。	・ 第34条 (日本政策投資銀行の融資)